

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書
Q & A

平成 29 年 4 月
（新潟市版）

目次

1 報告書の提出について

Q 1 報告書の提出対象者について

また、新潟市外で排出された廃棄物について報告書の提出先は

Q 2 電子マニフェストを導入した場合の報告書の提出について

Q 3 自己運搬した場合の報告書の記載について

Q 4 専ら再生利用の目的となる廃棄物のみを扱う処理業者に産業廃棄物を引き渡した場合について

Q 5 報告書の様式等は対象者に送られてくるのか

Q 6 報告書を提出しないと罰則等があるのか

Q 7 報告書の様式は決められているのか、自前の様式でもよいのか

2 提出方法について

Q 8 報告書はどのように提出するのか。また、報告書の提出先はどこか

Q 9 報告書の提出は毎年必要なのか。また、報告書の提出期間は

Q 10 報告は紙、電子データのどちらか一方を提出するのか

Q 11 報告書の提出部数は

Q 12 小売業を営んでおり、複数の店舗分を1事業場にまとめて提出してよいか

Q 13 建設業だが工事現場ごとに提出するのか

3 記載方法について

【報告者等】

Q 14 報告者の宛先について

Q 15 法人の場合の報告者について

Q 16 社印、代表者印について

Q 17 中間処理業者の報告について

Q 18 報告書の年度の記載について

【事業場の名称・所在地について】

Q 19 事業場の名称・所在地について

【業種】

Q 20 複数の業種を営む事業者について

Q 21 業種欄の記入について

【産業廃棄物の種類】

Q 22 産業廃棄物の種類の記入について

マニフェストは1枚で、混合廃棄物の場合の記載方法は

【排出量】

- Q 23 排出量の単位は
- Q 24 排出量は小数点何位まで記入するのか
- Q 25 混合廃棄物は体積，容積などの単位で排出しているが，どのように t（トン）に換算するのか

【運搬受託者の許可番号/処分受託者の許可番号】

- Q 26 収集運搬業者は積込先と積卸先のそれぞれの許可が必要になるが，どのように記載するのか
- Q 27 PCB の処理を収集運搬・処分ともに認定業者に委託した場合，収集運搬業者・処分業者の許可番号欄の記載は

【運搬先の住所】

- Q 28 運搬先の住所の記載方法は
- Q 29 区間委託した場合の記載方法は
- Q 30 再委託した場合の記載方法は
- Q 31 運搬費は支払いするが，持込先で原料等として買い取ってもらう場合の記載方法は

【処分場所の住所】

- Q 32 運搬先と処分場所の住所が同じ場合にも記載しなければならないのか
- Q 33 処分場所の住所は，中間処理場のことか，最終処分場のことか
- Q 34 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を，自らが最終処分場へ運搬した場合の記載方法は

【その他】

- Q 35 昨年度は産業廃棄物の排出が無かったが報告書の提出は必要か
- Q 36 自己運搬した場合の記載方法は
- Q 37 報告書に受領印を押印したものを返却してほしい
- Q 38 報告書提出後に誤りに気付いたがどうすればよいか
- Q 39 報告書の提出について案内文は送付されるか
- Q 40 担当が変更となり提出しているかわからない場合は

Q & A

1 報告書の提出について

Q 1 報告書の提出対象者について

また、新潟市外で排出された廃棄物について報告書の提出先は

A 1 前年度（前年4月1日から当年3月31日の一年間）において、事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した事業者（中間処理業者を含む）が、「管理票交付者」として報告することになります。

また、新潟市に報告するものは、新潟市内で排出され産業廃棄物のみです。

新潟市を除く新潟県内で排出された産業廃棄物については新潟県に報告してください。新潟県外で排出された産業廃棄物については、排出された都道府県等に報告してください。

Q 2 電子マニフェストを導入した場合の報告書の提出について

A 2 電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センター（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）が集計して都道府県知事等に報告を行うので、事業者自らが報告する必要はありません。

Q 3 自己運搬した場合の報告書の記載について

A 3 事業者が、自ら排出した産業廃棄物を自ら処理したものについては、マニフェストの交付義務がないので、報告書に記載する必要はありません。

ただし、事業者が自ら排出した産業廃棄物を自ら運搬した後、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他者に委託する場合は、受託者に対してマニフェストを交付する必要がありますので、事業者が排出した産業廃棄物を自ら運搬する場合であっても、報告書に記載する必要があります。

Q 4 専ら再生利用の目的となる廃棄物のみを扱う処理業者に産業廃棄物を引き渡した場合について

A 4 古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維の、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がないので、報告書に記載する必要はありません。

ただし、専ら物を産業廃棄物として処理委託する場合には、マニフェストの交付及び報告書の記載が必要になります。

Q 5 報告書の様式等は対象者に送られてくるのか

A 5 新潟市のホームページに報告様式や関連情報等を掲載していますので、そちらから入手してください

なお、環境省ホームページにも様式等が記載されていますので、ご利用ください。

新潟市

トップページ > くらし・手続き > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物
> 排出事業者のみなさまへ > 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書
環境省「廃棄物・リサイクル対策」
アドレス→<http://www.env.go.jp/recycle/waste>

Q 6 報告書を提出しないと罰則等があるのか

A 6 提出がなされない場合は、報告書を提出するよう勧告する場合があります。また、勧告に従わない場合はその旨を公表する場合があります、さらに公表後なおも正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合には、勧告に係る措置をとるよう命令することがあります。
なお、この命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定されています。

Q 7 報告書の様式は決められているのか、自前の様式でもよいのか

A 7 報告書の様式は「第三号様式」として定められています。
⇒様式の入手は「Q 5」を参照

2 提出方法について

Q 8 報告書はどのように提出するのか。また、報告書の提出先はどこか

A 8 持参、郵送またはFAXで提出してください。

○持参の場合⇒ 廃棄物対策課 廃棄物指導室

所在地：中央区学校町通一番町 602 番地

市役所本庁舎 2階

時間：平日のAM 8時30分～PM 5時30分

（事前連絡は不要です）

※ 区役所では受付をしていません

○郵送の場合⇒〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市 環境部 廃棄物対策課 廃棄物指導室

○FAXの場合⇒新潟市 環境部 廃棄物対策課 廃棄物指導室

FAX 番号 025-222-7032

Q 9 報告書の提出は毎年必要なのか。また、報告書の提出期間は

A 9 管理票交付者は、産業廃棄物を排出する事業所ごとに、毎年6月30日までに、前年の4月1日から当年3月31日の1年間に交付したマニフェストの交付等の状況について、報告書を作成し、提出することになります。

Q 10 報告は紙，電子データ（CD-R及びDVD-R）のどちらか一方を提出するのか

A 10 電子データのみの提出は受け付けておりません

Q 11 報告書の提出部数は

A 11 提出部数は1部です

Q 12 小売業を営んでおり，複数の店舗分を1事業場にまとめて提出してよいか

A 12 複数の店舗分を1事業場にまとめて提出することはできません。

報告は各排出事業場ごと（店舗ごと）に報告することになっています。

なお，報告書の提出は，本社等から一括して送付してもかまいません。

Q 13 建設業だが工事現場ごとに提出するのか

A 13 市内の各工事現場の実績をまとめて1事業場として提出してください

しかし，市内の工事現場の数が多く1事業所としてまとめることが難しい場合は，工事現場ごとに提出してもかまいません。

3 記載方法について

【報告者】

Q 14 報告者の宛先について

A 14 新潟市内の事業場や工事現場から排出する場合は新潟市長あてに提出してください。
新潟市以外の新潟県内の事業場や工事現場から排出する場合は「新潟県のホームページ」をご覧ください。新潟県知事に提出してください。

Q 15 法人の場合の報告者について

A 15 原則として代表者（代表取締役，理事長，市区町村長など）ですが，社内で産業廃棄物の契約権限が委譲されている方（支社長，支店長等）の名前でもかまいません。

Q 16 社印，代表者印について

A 16 社印，代表者印は省略できます。

Q 17 中間処理業者の報告について

A 17 中間処理後の残さ物についてのマニフェスト（二次マニフェスト）も報告対象です。

Q 18 報告書の年度の記載について

A 18 表題の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の（平成____年度）とも，排出した年度を記載してください。

※今年度から新潟県と同様に両方とも排出した年度を記載してください。

【事業場の名称・所在地について】

Q 19 事業場の名称・所在地について

A 19 事業場の名称は、報告者の呼称している名称を記載してください。
また、事業場の所在地は地番等を省略しないで記載してください。

【業種】

Q 20 複数の業種を営む事業者について

A 20 事業者の主要事業の業種としてまとめて報告書を作成し提出するか、または業種ごとに報告書を作成し提出するか、どちらでもかまいません。

Q 21 業種欄の記入について

A 21 日本標準産業分類の中分類の名称を記載してください。

なお、自身の業種がどの中分類に該当するのか確認する場合は、総務省統計局のホームページを参照ください。

総務省ホームページ→

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

【産業廃棄物の種類】

Q 22 産業廃棄物の種類の記入について

マニフェストは1枚で、混合廃棄物の場合の記載方法は

A 22 産業廃棄物の種類については、新潟市のホームページの「産業廃棄物の種類」を参照してください。

なお、複数の産業廃棄物が排出時点で一体不可分の状態での混合廃棄物の場合には、種類を「混合廃棄物」として、その混合廃棄物の一般的な名称（例：シュレッダーダスト等）を追記し記載してください。

新潟市

トップページ > くらし・手続き > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物
> 産業廃棄物とは > 産業廃棄物の種類

【排出量】

Q 23 排出量の単位は

A 23 単位は、第三号様式により重量（トン）とされています。

Q 24 排出量は小数点何位まで記入するのか

A 24 法令では、特に定められていません。

※電子マニフェストを運営する情報処理センターでは、1グラム単位までの報告に対応するシステムとなっています。

Q 25 混合廃棄物は体積，容積などの単位で排出しているが，どのように t（トン）に換算するのか

A 25 新潟市のホームページを参照してください。

新潟市

トップページ > くらし・手続き > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物
> 排出事業者のみなさまへ > 産業廃棄物（マニフェスト）交付等状況報告書
> 換算係数（参考値）

【運搬受託者の許可番号/処分受託者の許可番号】

Q 26 収集運搬業者は積込先と積卸先のそれぞれの許可が必要になるが，どのように記載するのか

A 26 許可業者の許可番号の下 6 桁部分は，固有番号ですので，下 6 桁を報告書に記載してください。

例：許可番号 05900123456 の場合は，123456と記載してください。

Q 27 PCB の処理を収集運搬・処分ともに認定業者に委託した場合，収集運搬業者・処分業者の許可番号欄の記載は

A 27 認定業者に委託した場合，収集運搬業者・処分業者の許可番号は空欄でかまいません

【運搬先の住所】

Q 28 運搬先の住所の記載方法は

A 28 運搬受託者が産業廃棄物を運搬した事業場の所在地を記載します。

Q 29 区間委託した場合の記載方法は

A 29 区間委託した運搬行程ごとに，報告書の運搬受託者の許可番号欄及び運搬受託者の氏名又は名称欄，並びに運搬先の住所欄を一行ごと下段に記載してください。

Q 30 再委託した場合の記載方法は

A 30 当初，委託契約した収集運搬業者や処分業者ではなく，実際に産業廃棄物の収集運搬や処分を行った再委託先の収集運搬業者や処分業者を記載し，再委託である旨を各受託者の欄に記載してください。

なお，産業廃棄物の再委託は原則として禁止されていますので注意してください。

Q 31 運搬費は支払いするが，持込先で原料等として買い取ってもらう場合の記載方法は

A 31 排出した産業廃棄物が購入先に到達するまでは，廃棄物としての取扱いをする必要があり，マニフェストの交付も必要となります。そのため，運搬行程に関する欄の記載が必要になります。なお，処分受託者の欄に買取した業者名や有償譲渡した又は有価売却した旨を記載してください。

【処分場所の住所】

- Q 32 運搬先と処分場所の住所が同じ場合にも記載しなければならないのか。
- A 32 運搬先と処分場所の住所が同じ場合は記載する必要はありません。
- Q 33 処分場所の住所は、中間処理場のことか、最終処分場のことか
- A 33 排出事業者から排出された産業廃棄物が最初に処分される処分場所の住所を記載してください。
排出事業者が排出した廃棄物が中間処理されて最終処分される場合は、中間処分場の住所を記載します。
- Q 34 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場へ運搬した場合の記載方法は
- A 34 中間処理業者は中間処理後の産業廃棄物の処理を他人に委託処理する場合、委託基準に従うとともに、マニフェストを交付しなければなりません。
つまり、自らのマニフェスト交付等状況報告書において、その二次マニフェストの交付状況を記載する必要があります。
一方、中間処理業者が、中間処理後の産業廃棄物を自ら最終処分場などへ運搬する場合、収集運搬業の許可が必要になります。
このような場合は、収集運搬受託者の許可番号欄には、収集運搬業の許可番号の下 6 桁を、また、収集運搬業者の氏名又は名称欄には自社名称を記載してください。

【その他】

- Q 35 昨年度は産業廃棄物の排出が無かったが報告書の提出は必要か
- A 35 産業廃棄物の排出がなかった年度については、報告書の提出は不要です。
※産業廃棄物のマニフェストを交付した事業者のみが、報告の対象となります。
- Q 36 自己運搬した場合の記載方法は
- A 36 運搬受託者の氏名又は名称欄に「自社」「又は」「自己」と記載してください。
- Q 37 報告書に受領印を押印したものを返却してほしい
- A 37 窓口に報告書を 2 部持参した場合、受付印を押印します。
また、郵送の場合は報告書を 2 部、返信用封筒に切手を貼付し、同封していただければ受付印を押印し返送します。
- Q 38 報告書提出後に誤りに気付いたがどうすればよいか
- A 38 訂正後の報告書の余白に「訂正して再提出」と記載して提出してください。
- Q 39 報告書の提出について案内文は送付されるか
- A 39 案内文は送付していません。
- Q 40 担当が変更となり提出しているかわからない場合は
- A 40 報告書の余白に「提出しているのか不明のため提出」と記載して提出してください。